――『御造営方日並記』を主要資料として金箔からみた文化度金沢城二ノ丸御殿

太田昌

子

はじめに

るのは、 て、大きく二大別され、日本では優れた和紙の供給が保障されていたこ 合わないように、一枚ごとの間に挟みこむものが、紙か動物の皮かによっ かも多様に行われてきたようだ。金の薄板を打ち伸ばして薄い箔をつく 城郭建築装飾の中心部分にこれが引き継がれてゆく。 碧障屏画ともなれば、金箔そのものが画面を覆うようになり、その後の 料紙装飾などに切金装飾が大流行し、さらに時代が下って桃山時代の金 まっていたことは確実である。その後、平安後期になると仏画や仏像、 すでに切金が使用されているから、この国での金箔使用は7世紀には始 用いられていることを発見して驚くはずだ。古くは法隆寺の玉虫厨子に に工芸品などを注意して見れば、金箔からつくられる砂子や切金が多々 答えられない、そうしたところが金箔にはある。古い仏画や仏像、さら 方や使用法について問われると、逆にまたほとんどの人が自信をもって 金の箔打ち技術をみると、じつに古くから世界のいたるところで、し 金箔を知らないひとはまずいないだろう。しかし、 この箔打ちの技術は、 江戸後期の大名御殿における金箔使用の実体についてである。 薄く伸ばしてゆく過程で、箔同士がくっつき 改めてそのつくり 本小論で対象とす

もののより精密で総合的なものは今後の課題となっている。 究は、韓国、中国、東南アジア、ドイツなどの調査・報告書(1) はあるとが金箔生産を支える大きな要因となってきたといわれている。金箔研

現在、日本で金箔といえば金沢産が全国シェア九十九パーセントを占めるという(2)。金沢は金の産出地を近くにひかえているわけではない。他の条件が整っていることの方が大切であるように思われる。金箔といえば、よく知られているように、その驚異的な伸展性を利用して、向こうが透けて見えるほどに薄く、一万分の一ミリメートルほどにまで打ち伸ばされたものもある。これを可能にするのが、根気のいる箔打ちのち伸ばされたものもある。これを可能にするのが、根気のいる箔打ちのち伸ばされたものもある。これを可能にするのが、根気のいる箔打ちのち伸ばされたものもある。これを可能にするのが、根気のいる箔打ちのち伸ばされたものもある。これを可能にするのが、根気のいる箔打ちのないででででがで変をといった材料・道具である。金沢では二俣和紙や根気強い労整えばそこが生産地になるわけである。金沢では二俣和紙や根気強い労勢の竹箆などといった材料・道具である。金沢では二俣和紙や根気強い労を化年間の金沢城二ノ丸御殿造営だったとよくいわれる。歴史的に見れて、前田利家(一五三七一一五九九)が文禄二年(一五九三)に七尾城の三輪遠兵衛に金箔製造を命じているから、この時能登に箔打職人のいたる路壁になる。

たであろうとされている(4)。以前においては金箔を売買する箔屋はあっても、箔打はされていなかっにこの系譜がどこまで命脈を保てたのかは明瞭でなく、むしろ文化五年

について纏めてみた。調達・管理、あるいはこれを扱う職人たちや使用箇所とその使用量など営方日並記』(5)(以後『日並記』と称す)を主たる資料として、金箔の本小論では、文化年間に再建された金沢城の造営記録である、『御造

金沢城二ノ丸御殿造営に関わる金箔の購入・生産など

文化五年(一八〇五)一月十五日に二ノ丸御殿が全焼するや十二代藩主・斉広(一七八一一一八二四)は江戸から金沢へ戻り、造営のための主・斉広(一七八一一一八二四)は江戸から金沢へ戻り、造営のための室を構い、文化七年七月にはほぼ再建を成し遂げ、ここに加賀藩には一大綱紀以来といえる本格的な政庁が整うことになった。このときの造営方奉行であった高畠厚定(一七五三一一八一〇)による公務日誌である、『日並記』によって、造営の全体計画からその変更、資金の調達、資材の調達や支払いなど、さらには職人の出入り、賃金などについても、築城といういわば総合的プロジェクトの進行とともに詳細を知ることが出来る。以下本論において年月日のみを記す場合は、この『日並記』に出来る。以下本論において年月日のみを記す場合は、この『日並記』によることを意味する。

約十六万六千枚という数字がはじき出されている。月にかけて使用箇所を絵図に落としたうえで必要枚数を試算し、総計で「絵のところすべて金砂子」などと決定が下されはじめ、ついで五、六を確保する体制が整えられはじめている。文化六年二月一日には居間は金箔についても造営開始の早い段階で、必要な枚数が算定され、それ

造営開始からまだ一月足らずという初期段階であり、このときは、五人下の内作事奉行(6)があたっていた。文化六年二月一日といえば本格的造営に関わる金箔の管理は、『日並記』によれば造営方奉行とその配

によればその配下の御造営内作事奉行六名のうちの金谷左大夫(建尚)によればその配下の御造営内作事奉行六名のうちの金谷左大夫(建尚)によればその配下の御造営内作事奉行六名のうちの金谷左大夫(建尚)の奉行に届けられることもある。町方の肝煎幸蔵については、彼の商売記録としての「肝煎幸蔵諸留書」(以後「留書」と称す)(7)が遺されており、これによって彼の役割と内容について詳しく知ることができる。造営のための金箔は、購入と献上のふたつの入手経路がみられ、数量的には購入分が大部分を占めている。ここではむしろ例外的な『日並記』的には購入分が大部分を占めている。ここではむしろ例外的な『日並記』的には購入分が大部分を占めている。ここではむしろ例外的な『日並記』的には購入分が大部分を占めている。ここではむしろ例外的な『日並記』的には購入分が大部分を占めている。ここではむしろ例外的な『日並記』的には購入分が大部分を占めている。ここではむしろ例外的な『日並記』の御造営奉行のうちの関屋政良が金箔を管理していたが、同年七月四日の御造営奉行のうちの関

四月十日(上229)

一、七百五拾枚箔 三拾人組小頭、同並二十三人

「京宮毎冥印景旨ニ雯計頁氏面、京宮品計即置甲戻集、即引一、三百四拾枚箔 三拾人組御手廻、手明九人

り被「仰渡之事、「白金箔為冥加奉指上度旨願紙面、金箔品付御達申候様、御用番よ

ある。

で仕上げるにあたって職人が六百枚のうちの四百枚を献上している例もで仕上げるにあたって職人が六百枚のうちの四百枚を献上している例を金し出されている。これ以外にも、最後の方で触れるが、棟瓦の紋所を金これによれば合計千九十枚の金箔が三十人組小頭等三十余名によって差

り詳しくこの文化度造営における金箔の購入方法・地元生産・管理場所ることによって必要量を確保するための模索もはじめていた。以下にようえで、主として江戸から購入し、また地元の金沢や高岡からも調達しうえで、主として江戸から購入し、また地元の金沢や高岡からも調達し

などについて、主として『日並記』によりながら具体的に見ることにする。

リノフシ

入先のわかる九つの関連記事を時系列順に抜粋してみる。

、大のわかる九つの関連記事を時系列順に抜粋している。つぎに購いまで、同月二十六日には、京都と金沢の箔が差し出されている。これら三ヶ所にば同時に江戸の箔も金谷左大夫から差し出されており、これら三ヶ所にば同時に江戸の箔も金谷左大夫から差し出されており、これら三ヶ所に営が本格化しはじめた文化六年(一八○六)正月元旦に、早くも金

文化六年四月三日(上197)

不残御召上ニ為致、金谷左大夫互相渡遣候事、、江戸上箔三寸之分千枚、同箔百枚、肝煎より御当地有合分指出、

同年九月朔日 (下34)

、拾五貫目

江戸表へ申遣候金箔等中勘

同年九月四日 (下40)

(中略)但又十月中旬頃迄ニ六、七万出来之趣≒、金谷≒申談ル事、、於江戸金箔御召上方及僉議候所、拾□枚当十一月中旬迄出来、

· 同年九月十二日 (下60)

、弐千枚

江戸箔本焼金

右来月中可指上旨、道具屋次右衛門申聞候段、

肝煎幸蔵申聞、

承

同年十月七日(下90)

展

為指上候樣二申渡候事

箱共佐大夫江へ指預置候事、(前略)金箔壱万枚到来之旨、(中略)金谷佐大夫委曲聞之金箔

同年十二月八日 (下147)

一、千四百五十枚 高岡より買上候三寸箔 (後略)

同年十二月十二日(下152)

、壱万六千八百枚

江戸箔

納之段金谷佐大夫申聞之事、右二十四日出、昨日到来旨、是ニ而先達而申遣、拾万枚之分、毕

(中略)

、拾三貫目

三貫目

江戸箔屋権兵衛渡、右同断

同年十二月二十四日(下175)

大夫申聞『付、同人『直』相渡候事、、先達而江戸表『申遣置候箔之内、左之高今日致着候旨、金谷佐、

壱万三千枚 金箔四寸切抜

但、壱万千枚入壱箱 弐千枚入壱枚

(箱カ)

文化七年三月七日(下262)

一、江戸表へ、跡より申遣候金箔五万枚買上人違候間、

重テ直段極

内作事被指出、

御算用者へ相渡置候事

これらからみて、文化六年九月四日時点で、江戸箔を年内の十一月中旬までに十万枚購入する計画をたて、まず十月中旬までにそのうちの六、七万枚は出来るだろうとしている。記録にみえる江戸箔当来の記事は、十月七日の一万枚、十二月十二日の一万六千八百枚だけだが、この時点で予定どおり十万枚が完納されたとあり、しかもこのとき、代金十三貫目が江戸箔屋権兵衛に渡され、それで決済となっている。翌文化七年三月七日の条には、江戸の別の箔屋からさらに五万枚を購入する予定で、価格を確認させている。こうした江戸箔購入の大きな流れがある一方で、この間にも十月七日には高岡から千四百五十枚、十二月二十四日にも当金沢で五百枚というように随時少量の調達がなされている。造営の最終局面に近づいた、文化七年二月十九日には金箔の必要が無くなり、さきの肝前幸蔵につぎのような申し渡しがされている。

二月十九日(下246)

先達而御渡之金目方等、夫々遂勘定可指出旨、肝煎幸蔵五申渡候事、、先達而町方五申渡候金箔為打候義、最早箔御入用無御座筈三付、

いる。じっさいこれを境に金箔購入関係の記事はぐっと少なくなる。しないので、すでに渡した金は目方を精算して差し出すように指示してこれをみるとさきに町方に申し渡した金箔打ちのことは、もはや入用と

2 地元生産

箔)計六千枚を確かに仕上げるという旨の書面を出している。
箔打ち職人を雇い入れて連れ帰っている。これに先だつ十六日からすで たも平兵衛以外に三人の箔打ち職人が来ており、そこへ新たにこの京都とも平兵衛以外に三人の箔打ち職人が来ており、そこへ新たにこの京都とも平兵衛以外に三人の箔打ち職人が来ており、そこへ新たにこの京都とも平兵衛以外に三人の箔打ち職人が来ており、そこへ新たにこの京都とも平兵衛以外に三人の箔打ち職人を雇かに仕上げるという旨の書面を出している。

一月七日 (上148)

合六千枚、急度出来候旨、箔屋伊助書出候事一、金箔上澄金相渡入情(精)候へハ、当月三千枚、三月三千枚都

ると江戸箔購入の決定されたことは、すでに述べたとおりだ。はないと決定されている。しかし、このすぐ後に江戸の箔が値下がりすこうして金沢における箔生産の目処が立つと、京都から買い上げる必要勤すれば一人が一月当たり四百三十枚程度は仕上げられたと思われる。じっさいにこのあと二ヶ月間で金箔六千枚が出来上がっているから、精

の箔打ち職人招聘に関連する記事を見てみよう。 つぎに文化六年の秋、九月十二日条にある肝煎幸蔵から出された大坂

九月十二日(下61)

指出候処、金色不宜、第一高貴ニ付、指止之事一、大坂金箔之儀、及倹議候処、肝煎幸蔵より申遣、見本三、四

、町用(同カ)心エも相達置候様、幸蔵エ申渡候事

地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によって、次節で見てゆくように、絵師などからの要請に応じ地元生産によれば大坂の金箔を肝煎幸蔵から四種類を提出させたところ、金

3 保管場所

て円滑に金箔を供給できる体制を整えていたと考えてよかろう。

がわかるつぎのような文化六年の記事もある。ようだ。ときには、ここで「寝箔」が生じればそれを蒔き用にした経緯ます町会所に保管しておき、必要な分を配るという体制が基本であった当地産の金箔制作の場となっていたと推測される。生産した金箔をその保管場所として浮かび上がってくるのが「町会所」だが、ここはまた

三月四日(上185

一、千三百二十枚 左大夫江渡 金箔町会所出来之内取揚砂子方へ遣、

金谷

十月十二日 (下98)

、先達而町会所預置候八千枚之金箔、此間三千枚取揚、 先日江戸表より到来之壱万之分被相渡候様に金谷佐大夫垣申渡候 者、追而蒔箔ニ振向候へハ御用立申に付、右三千枚ハ内作事へ預置、 写替二取懸り候所、寝箔ニ相成、御費懸申由故、 表具師へ 右三千枚

すことが内作事奉行の金谷左大夫に申し渡されている。 して、とりあえず必要な三千枚は先日江戸から届いた一万枚の内から渡 ころ寝箔になり、費用がかかるので、この三千枚は蒔箔用にすることに た金箔八千枚のうちから三千枚を表具師へ渡して写し替えにかかったと 方に遣ったという。同じように、十月十二日には、 三月四日に金箔千三百二十枚を町会所で出来た分から取りあげて、 町会所に預けておい 砂子

仕上がってきている頃のことである て造作も最終段階に近づいた、文化七年四月以降の杉戸絵がつぎつぎと たのか。これについては、つぎのような記事がある。玄関廻りも仕上がっ 現場の大工や蒔師などが必要な金箔を入手する方法はどのようであっ

五月三日 (下302)

、八ツ頭御杉戸出来ニ付、 蒔箔四寸箔百枚被相渡候様, 内作事工

これに蒔くための四寸箔百枚を渡してもらうように内作事奉行(金谷か) 置する(末尾の図表参照。 この八頭鳥を描いた杉戸は、虎ノ間と竹ノ間の境をなす御殿の要所に位 図中④にあたる)ものだが、絵が出来たので、

> のである。 奉行に大工から必要な金箔の枚数を申請するように指示が出されている に申しはかるようにとある。杉戸絵の完成を見て、直接管轄する内作事

金箔売買の関連者

ここでは金箔を扱った箔屋などといった町人側の関連者たちについて

江戸、そして高岡であったが、そのうち名前のわかる町人は、 も触れた江戸の箔屋清兵衛と箔屋権兵衛である 屋伊助とつぎに引く文化六年六月二十五日条の金や忠兵衛、そして先に 文化度金沢城造営に当って、金箔の購入先は、『日並記』によれば、金沢

六月二十五日 (上344)

、四百九拾六匁八分

四寸本焼金箔三百四十二枚、三寸、

八百枚、金や忠兵衛

れた。 行っていることがわかるのだが、江戸の清兵衛と権兵衛については、 伊助は箔を売るばかりでなく、「箔繰」「箔押」といった関連する仕事も 営早期に色の悪さと高価なことから購入対象から外されていることは触 本として百枚が単位となっていたことがわかるのだが、すでに大坂箔は造 箔を扱っていた網屋弥兵衛、あるいは道具屋治右兵衛の名もみえるもの 年十二月六日「三寸箔買上」とあるが、購入枚数などは不明である。 また、 枚購入した可能性がある。高岡からはこれもさきに触れたように文化六 入記事のみである。これもさきにも触れたが、清兵衛からは文化六年に 十万枚を十三貫目で購入しており、その翌文化七年には権兵衛から五万 いまひとつ具体がつかめず、今後の課題にしたい。彦助の場合、見 「大坂金箔梅印等百枚」の値段を聞かれている中村屋彦助、屑

5 金箔の値段と種類

十万枚の総価格だとすれば、金箔百枚につき二十八匁ということになる して十五貫目、十二月に十三貫目支払って完済としている。これが金箔 である。改めてこのときの江戸金箔の購入価格をみると、九月に中勘と きには、加賀藩は急遽大量に購入を決定していたことは先に見たとおり では金支払いというふうに、購入先の支払方式に従った対応をしている。 営における金沢藩では、国もとでの支払いは銀本位であり、江戸の購入 東日本が金本位であったのに対して、西日本は銀本位であり、文化度造 これを別の例と比較してみるために。 江戸時代においては金の相場は変動していたから、江戸で急落したと 『日並記』は金箔の取引値段についても細かい記録を残している。当時、

まず、主な関連記事を以下に列記する。

①文化六年二月十九日 (上97)

一、江戸箔屋清兵衛(中略)但、百枚二金三拾壱匁五分、銀ニ直江 戸六拾六匁五分、相場図三拾四匁九分壱厘、尤四寸箔之事、

②同年二月二十日(上105) 、壱匁三分三厘五毛

、八分五厘五毛 付四分四厘五毛 極上大焼足四寸切抜、 中燒三寸四寸分、金箔三枚代、壱枚二付弐 金箔三枚代、壱枚二

、七分六厘五毛 光沢三寸四分、金箔三枚代、壱枚二付弐分五

厘五毛

分八厘五毛充

、六分七厘五毛 五毛 青燒三寸四分、金箔三枚代、壱枚弐分弐厘

メ四匁四分五厘五毛

③同年四月九日 (上224)

一、百九拾目

本焼金三寸箔、千枚

代百枚二付、

十九匁、

一、百九十目八分

百枚二付、三拾六匁

本金四寸箔、百枚代

中金四寸金箔、五百三拾八枚代

〆四百拾九匁八分

④同年五月十五日 (上273) 一、弐千八百枚

本焼金四寸箔百枚、四十目かへ

代壱貫百二十目

⑤文化七年三月十一日(下268)

一、三百五拾五匁

色宜金箔千枚二付直段極、金谷佐大夫奥書

右令奥印事

直して以下の一覧表に整理してみた。 これらにより、各種の金箔をいまも用いられている百枚単位の値段に

色宜	本金四寸	中金四寸	本焼金三寸	青焼	光沢三寸四分	中焼	極上大焼足四寸切抜	四寸箔	種類日付
								33 匁 5 分	① 2 · 19
				22 匁 5 分	25 匁 5 分	28 匁 5 分	44 匁 5 分		② 2 · 20
	39 久	36 久	19 匁						3 4 • 9
	40 匁								4) 5 · 15
35 匁 5 分									(5) 3 ·

したい。

ぎのような記事がある。 さらに表向きの造営に本格的にとりかかった文化六年四月四日条につ

四月四日(上199

見届、請取、内作事並相渡候事、、御居間書院台御張付金砂子浅黄地百八拾枚共出来、指出候ニ付、

の七、八月の記録によって業者が重量でそれらを売買していたことがわに生じてくる、そのまま箔としては使えない箔をさす。つぎの文化六年最後に屑箔について触れておこう。屑箔は運搬中あるいは作業工程中の紙であろう)百八十枚が出来上がって内作事方へ渡されている。藩主の表の居間たる書院に貼る「金砂子浅黄地」(浅黄地に金砂子蒔き

七月十二日(上384

、百三拾三匁弐分

屑箔目形三匁三分三厘、

壱分ニ付

かる。

四匁充、網屋弥兵衛

右直段極、令割印事

八月二日 (下5)

一、百三拾三匁弐分

屑箔目形三匁三分三厘代

れたこと(®)を考えると、その先行形態を考える資料となる。一年には破損した箔の打ち直しを名目に特別に金沢での箔打ちが公認さ払っている。屑箔はときには打ち直した可能性も考えられ、後年、元治分三厘の屑箔の値段を百三十匁二分と決め、これをつぎの八月二日に支はじめの七月十二日条では、屑箔を網屋弥兵衛なるものに対して三匁三

金箔から見た御殿の内装―絵師・表具師・塗師の仕事

にところにより杉戸にも金を施し、窓には蒔絵、瓦にも破風や懸魚には本節では、文化度造営の金沢城二ノ丸御殿において、金箔が使用された箇所の確認をし、さらに箔を実際に扱った絵師・表具師・塗師たちが、だのような作業手順によって襖、杉戸、唐紙、天井などを仕上げていったかをたどってみる。文献資料としては、『日並記』に加えて、「才記文書」「書留」などの関連記事を用いることになるが、さきに結論をいってしまえば、金箔・金砂子が多様されたのは御殿の中でも表向き、すなわちまえば、金箔・金砂子が多様されたのは御殿の中でも表向き、すなわちまえば、金箔・金砂子が多様されたのは御殿の中でも表向き、すなわちまえば、金箔・竹ノ間・式台とそれらに関連する座敷であり、そこでは襖はもとより、天井から有壁もふくめて室内全体に金が施され、さらは襖はもとより、天井から有壁もふくめて室内全体に金が施され、さらは襖はもとより、天井から有壁もふくめて室内全体に金が施され、さらは襖はもとより、天井から有壁もふくめて室内全体に金が使用される。

必需品であった屛風、衝立にも金箔は用いられていた。 金で紋所を付している。こうした内装と別に儀礼用の調度として御殿の

城二ノ丸御殿襖絵・杉戸配置図」を参照されたい。 絵の画題、さらに周辺の杉戸などについては、末尾の図表「文化度金沢 本章では二ノ丸御殿内の種々の座敷が登場するが、それらの位置や襖

御殿の表廻りは黄金空間

六年六月十六日条にまとまった記述がある。 まず、二ノ丸御殿のうち金箔を用いた座敷について、『日並記』文化

六月十六日(上321

御間より御小書院江之御廊下並同所より瀧ノ御間ノ方へ之御廊下 此間しらへ金御張附一件、 絵図ニ付札を以相伺置候分、 檜垣ノ

ハ、常御唐紙地与被 仰出候

御廊下も同御唐紙用可申旨被 御装束之御間ハ、野筋を指止、模様相伺可申旨、 仰出候 仰出、 同所前

、御小書院御床ノ後、三尺ノ御廊下も金模様与被 仰出候

(中略)

金谷佐大夫左之通り被書出候事 四寸金箔惣御入用高

御小書院等・表御式台都テ金箔御入用高しらへ、申談置候所、

拾六万六(五)百枚 内六万弐壱千百枚

竹ノ御間等

五万三千弐百枚

御小書院 表御式台等

右之御入用之旨二付、猶更御国箔出来方之増方詮議之趣、 四万五千三百枚

肝

幸蔵江申渡事

ここにみえるのは御殿のうちの表向き座敷の内装についての施工案だ

味するところは、『日並記』の記述からみて、隣接する矢天井の間もふ れ以外の廊下などは金模様の唐紙にするという。この「竹ノ間等」の意 要枚数を四寸箔で総計十六万六(五)百枚と試算している。さらに、こ が、金箔を使用する箇所を小書院(等カ)、竹ノ間等、式台等とし、必 いると考えられる。 くめた儀礼のさいには一まとめにして用いる事の多い周辺座敷を含んで

小戸袋などに砂子を施すだけだから、大量に必要なのは、奥書院中心と 数は記されていない。しかし、『日並記』によれば、奥向きでは、床や どについて、同じように金箔入用箇所のかき立てはあるものの、 六万枚金箔が必要になったはずである。 いうことになろう。座敷の面積に比例すると考えれば、奥書院では、五 じつは、この六月の記事に先立つ、四月にも奥書院、広式の対面所な 必要枚

二ノ丸御殿表廻りの金箔からみた内装一覧

装束間	萩ノ間	横廊下	牡丹間	表書院	芙蓉間	瀧間	矢天井間	竹ノ間	廊下	虎ノ間	実検間	式台	部屋名一部分	
				砂子納戸構	有	惣金	物金	無地金			惣金	惣金若松	床(とこ)	
			惣金	砂子山水	惣金			惣金		惣金			張付	
ひなた白地 桐金箔かけ	惣金		物金	砂子山水	物金	物金	春草等四季草	物金		惣金虎		若松無地金	襖	
板天井	板天井	鳥襷金筋	板天井	碁天井・折上	碁すみきり金箔	碁すみきり金箔	矢	碁天井、折上、唐草	さや形、式台同様		さおふろ板天井	金箔並あいろ形、さや形	天井	

「才紀家文書」中には表具師として床張付や襖に箔押し関連の記録が「才紀家文書」中には表具師として床張付や襖に箔押し関連の記録が、文化七年四月二十三日付けの御造営方御作事所留書所から才紀仁いくつかみえる。そのうち最も御殿表向きの金箔使用状況を一覧できるいると前の表のようになる。

室内は床(とこ)から張付、襖、天井に至までほとんどが「惣金」「無地金」「金箔」「金筋」などと表記され、いわば黄金空間として仕上げられている。地味な小書院でも山水に砂子蒔きされており、室町時代の山水襖絵る。地味な小書院でも山水に砂子蒔きされており、室町時代の山水襖絵が素地がおきまりであったのとはまったく様変わりしている。また、居間や奥書院も砂子蒔きされており(10)、この表向きの儀礼空間は黄金に輝く、他の座敷とははっきりと異なる空間として特徴付けられていたと輝く、他の座敷とははっきりと異なる空間として特徴付けられていたと輝く、他の座敷とははっきりと異なる空間として特徴付けられていたと輝く、他の座敷とははっきりと異なる空間として特徴付けられていたと輝く、他の座敷とははっきりと異なる空間として特徴付けられていたと

黄金の襖絵―絵師と表具師の共同

2

機総は、基本的には絵師が下絵から本絵までを担当するのだが、すでたべたとおり、二ノ丸御殿の襖絵など室内装飾の彩色部分については、底面をから、
定座敷は、江戸から招聘された狩野祐益・墨川親子が担当し、玄関から連座敷は、江戸から招聘された狩野祐益・墨川親子が担当し、玄関から連座敷は、江戸から招聘された狩野祐益・墨川親子が担当し、玄関から表式台、虎ノ間、実検ノ間は京都の岸駒・岱父子、そして杉戸は在地のた々木泉景、天井は梅田九栄(八代)というふうであったことは、既に地へ、
北論(1)で述べたとおりである。

た段階で、金砂子蒔を施す工程を辿ってみよう。つぎに狩野祐益が奥書院とこれに隣接する松の間の襖絵をほぼ仕上げ

文化六年四月三日 (上192)

一、奥御書院御張附砂子ニ被 仰付、松之間ハ砂子薄(箔)被仰付、

御作事奉行等江申談候事

- ·同年五月十五日
- 但、村田三郎兵衛^五相渡事一、千百枚奥書院蒔箔受取度旨友益申由故、御国制箔相渡遣事:
- 同年八月十一日 (下22)
- 相渡候、村田三郎兵衛へ相渡候事一、狩野祐益、奥御書院御唐紙蒔箔ニ屑箔、正味金箔三匁三分三厘

(中略)

- 四百枚村田三郎兵衛へ相渡事、一、奥御書院蒔箔御用、重高御当地出来金箔受取申度旨、祐益申聞
- 文化七年二月二十二日(下247)
- 申炎事、一、芙蓉之御間蒔箔四寸箔千枚、請取度旨申渡候ニ付、内作事方へ
- 同年三月朔日(下255)
- 申様、内作事方へ申談候事、残之分、取懸候様申渡、尤箔置之表具師之義も、同日より懸渡被一、当四日より於御楽屋多、祐益義萩ノ御間、墨川義ハ竹ノ御間仕
- ·同年六月二日(下342)
- 伝為致度旨、金谷佐大夫申聞、其通亨申談候事、一、松ノ御間有壁蒔箔、祐益手透無之ニ付、梅田九栄於御楽屋多手

百枚を渡すことを同じ村田三郎兵衛に申し渡している。この屑箔は、目の間で奥書院用唐紙の蒔き箔用に屑箔三匁三分三厘に加えて当地産金箔四、大衛に指示がなされている。さらに八月十一日の祐益の申請に対しては、兵衛に指示がなされている。さらに八月十一日の祐益の申請に対しては、兵衛に指示がなされている。さらに八月十一日の祐益の申請に対しては、兵衛に指示がなされている。さらに八月十一日の祐益の申請に対しては、兵衛に指示がなされている。さらに八月十一日の祐益の申請に対しては、民権は、日本の首に、東書院の壁張付を砂子蒔きにすること、東書院の壁では、東書院の壁では、東書に、日本の石が、東書に、東書院の壁では、まず四月に藩主の指示として、東書院の壁では、まず四月に藩主の指示として、東書院の壁では、まず四月に、東書に、東書院の壁では、まず四月には、日本の一方には、日本の一方に、東書に、東書に、東書に、東書に、東書に、東書に、日本の一方に、日本の

から七月に購入したものであろう。 方がぴったりと合うので前節の最後にみたように屑箔を扱う網屋右兵衛

岸岱および佐々木泉景の例を見よう。 別のケースとして、文化六年の十月から翌七年の六月にかけての岸駒

文化六年十月十八日 (下119)

金谷佐大夫互申談ル事、、岸越前介より蒔箔三千枚受取度旨ニ付、寝箔弐千七百枚相渡義、

同年十二月三日(下135)

、泉景፲蒔箔百五拾枚、三寸箔を相渡候事

同年十二月四日

一、今日御衡(衝)絵(立脱カ)箔置も出来「付、指上候事

· 文化七年六月十二日 (下359)

出、箔為置候様ニ可被申渡旨、内作事方へ申談候事、、鵞御衝立、筑前介より下絵付指出候ニ付、明日より箔屋伊助呼

絵師が制作に取り掛かったことがわかる。というは、というに、というにとの内意であろうか。また、息子の岸岱が衝立の鵞鳥図下絵で表に渡すよう申しつけている。これは、一割ぐらいは倹約して仕上げるようにとの内意であろうか。また、息子の岸岱が衝立の鵞鳥図下絵を提出すると、早速翌日には箔屋伊助を呼んで箔を置くように内作事方へ連絡する指示が出されている。これにより、御殿の衝立は、絵師が下へ連絡する指示が出されている。これにより、御殿の衝立は、絵師が下へ連絡する指示が出されている。これにより、御殿の衝立は、絵師が下へ連絡すると、それが金地箔押しの場合は、箔屋が箔置きをしてから絵を完成すると、それが金地箔押しの場合は、箔屋が箔置きをしてから絵を完成すると、それが金地箔押しの場合は、箔屋が箔置きをしてから絵師が制作に取り掛かったことがわかる。

3 杉戸の蒔箔

とその設置場所についてもほぼ判明してきているが、最後の仕上げは文二ノ丸御殿の杉戸絵は、下絵はほとんどが佐々木泉景の手になり画題

もあった。 つぎのような文化七年五月三日条に見られるように蒔箔を施されたものていた(ユ)。杉戸絵の特徴として花鳥系の着彩画が多く、そのなかには化七年の四月以降に「手透」の絵師が随時参加するというかたちをとっ

· 五月三日 (下302)

申談ル事、一、八ツ頭御杉戸出来ニ付、蒔箔四寸箔百枚被相渡候様、内作事立

だった。

「生写図巻」を参考にするように与えて仕上げさせたものであった。担当した狩野墨川が八頭鳥の杉戸を仕上げると、必要な蒔箔用として四寸当した狩野墨川が八頭鳥の杉戸を仕上げると、必要な蒔箔用として四寸当した狩野墨川が八頭鳥の杉戸を仕上げると、必要な蒔箔用として四寸上た細かい配慮のもとに八頭図杉戸を仕上げると、必要な蒔箔用として四寸にかりの顔ともいえるものであり、藩主の斉広が画題を選び、所持するの八頭をえがいた杉戸絵は、虎ノ間と竹ノ間の間を仕切る御殿の対面にの八頭をえがいた杉戸絵は、虎ノ間と竹ノ間の間を仕切る御殿の対面

4 天井と襖の金紋様唐紙

ら四月にかけては居間廻り周辺の唐紙についての記述が多く見られる。られたから、膨大な数量に上ったはずだ。それらの紋様は、場所ごとにられたから、膨大な数量に上ったはずだ。それらの紋様は、場所ごとにられたから、膨大な数量に上ったはずだ。それらの紋様は、場所ごとにった。『日並記』などに「金模様」と記されている場合は、今風にいえ多い。『日並記』などに「金模様」と記されている場合は、今風にいえ多い。『日並記』などに「金模様」と記されている場合は、場所ごとにられたから、膨大な数量に上ったはずだ。それらの紋様は、場所ごとにられたから、膨大な数量に上ったはずだ。それらの紋様は、場所ごとにられたが、

·二月晦日 (上179)

浅黄二金砂子張御天井紙、 右砂子蒔ニ派厚薄有之故、 繋キ蒔立

ノ分ニ極ル事

四月四日(上200

、御仏間松之模様地紙壱枚ニ紋五ツ充ニして、 数三百二付、四寸箔入用四百二十枚、但、紋数拾ヲニ(▽▽) 付拾 地紙数六拾枚、 紋

四枚充、

、浅黄之唐花輪地紙不足之由ニ而、 江相達候由ニ而、 伺被仰出、 左之通 於御次金谷左大夫より関屋氏 (以下六行略

右白地ニ金唐花輪之事

、御仏間御張付、御唐紙共、

御見物所御張付、御唐紙共

右白地ニ金中桐之事、

右之通被 仰出候事、

四月八日 (上218)

、江戸表より三月二十二日不時立今日着、左之通来ル旨ニ

「、

谷左大夫より指し出也 金

をみておく。

四百枚 白地二金桐形御唐紙地

弐百二十枚

上ノ御間御天井御張付地金唐花

弐百枚 同断、 野筋形

六拾八貫四百五拾目 銅板七百枚

弐百五十八番より二百七拾壱番迄

、弐千六百枚 金四寸箔

外二四寸箔千八百枚、二十九日迄二可指出、是二而皆済、都合一万枚

一、百二十枚 御対面所御天井浮泉蝶丸御張附、金二而白地

二角ニテ、右浮泉蝶

、六拾枚 、参拾枚

右同断 右同断、 壱口分 壱口分

> 右三口御張付紙、 明後二十六日指出旨

ので、 唐紙が届いている。しかし、この場合には金箔の使用量は不明である。 唐紙は六十枚、紋は三百箇、これに要する四寸箔は四百二十枚であり、 近くにある仏間の唐紙がある。松文様は唐紙一枚に五つ紋を付けるから、 二月晦日条によれば、当地で文様を付した唐紙の例として、藩主の居間 とに襖と同じ金文様、つまり唐花・中桐・松と決めている。これを受け めの二月晦日には浅黄地の天井用かとおもわれる唐紙地が不足してきた や文様にも藩主の意向が反映していたことがみてとれる。つまり、はじ 唐紙張付けがほとんどであったが、先の四月八日条によるとそれらの地 つまり紋十箇につき金箔十四枚宛というふうに細かく算出している。 最後に江戸から購入した唐紙の値段がわかる、文化六年六月二十七日 ついで江戸からの唐紙購入の例。表向き以外の座敷では、 四月には江戸から、金文様 藩主の意向を伺って、地についてはみな同じく白、文様は部屋ご (桐・野筋・唐花輪・浮線蝶丸など)の 襖と天井は

六月二十七日 (上349)

一、壱貫五百八拾目 大碁之内浮仙蝶、金模様御唐紙地、百枚直段、

極書出不申、 本勘渡指支、金谷佐大夫引請、

江戸唐紙屋太左衛門より買上、同人より未直段

段極書出承届

ども今後の課題として残されている。 きな四角に納まった金の浮線蝶文様唐紙地百枚を一貫五百八十目で唐紙 屋太左兵衛から買い上げている。唐紙についてのより細かい比較考察な 先にみた四月八日条にあった、広式の対面所の天井用とおもわれる、大

5 表具師・塗師と金箔―箔繰・箔押・蒔絵・金屏風

四十五人以上、表具師も七十七人以上いたと思われる。四十五人以上、表具師も七十七人以上いたと思われる。
四十五人以上、表具師も七十七人以上いたと思われる。
四十五人以上、表具師も七十七人以上いたと思われる。
四十五人以上、表具師も七十七人以上いたと思われる。
四十五人以上、表具師も七十七人以上いたと思われる。
四十五人以上、表具師も七十七人以上いたと思われる。

六月から九月にかけての記事をみてみよう。彼らの仕事のうち金箔を扱う作業とその手間賃について、文化六年の

六月十一日(上306

、五匁

四寸金箔操手間、千枚二付

、 弐匁八分壱厘 同断、三寸箔

内角之分

三尺鳥の子惣金押手間、壱枚ニ付、

、壱匁五分

弐 五分

弐分

同壱歩切砂子蒔手間、壱枚之内、

同断

一、壱匁八分弐厘九毛 三角紙惣金箔、

一、弐百三拾二匁五分六厘 操箔並箔押、同砂子蒔等、箔屋伊助六月十二日(上309)

(中略)

、四分弐厘 鳥の子紙一枚裏打、砂子蒔共手間

白鳥子壱枚裏打手間

一、壱分五厘

、八分

鳥の子紙壱枚金箔置手間

七月二日(上359) 『の言案でれる

一、四貫八百五拾四匁三分(中略)

有壁拾壱坪、七匁五厘計

厘減シ、百六拾目七分四厘、同断、下塗ヨリ中塗、白土塩金形から紙張ニ被 仰付候へハ、四百五十八匁弐分五金張付下地より上張迄金箔代、表具師手間共、惣御入用

上塗乞、惣御入用

・九月十二日 (下61)

一、九匁九分 地紙唐紙、二篇裏打箔代共、表具師金助

ここに挙げたのはごく一部だが、『日並記』を見る限り、関連記事はここに挙げたのはごく一部だが、『日並記』を見る限り、関連記事はここに挙げたのはご3)から、比較すればそう桁外れではない。 つぎには塗師の仕事のわかる、文化六年十二月から文化七年五月の記が支払われている(3)から、比較すればそう桁外れではない。 つぎには塗師の仕事のわかる、文化六年十二月から文化七年五月の記が支払われている(3)から、比較すればそう桁外れではない。 つぎには塗師の仕事のわかる、文化六年十二月から文化七年五月の記が支払われている(3)から、比較すればそう桁外れではない。

文化六年十二月六日(下140)

事をみてみる。

江戸箔四寸箔渡候義、金谷佐大夫宣申談ル事、一、御小書院懸魚等金箔六百枚、内四百枚職人より指出申候筈、跡

同年十二月二十七日(下185

— 143 — (12)

三百五拾目

(以下割書) 御式台御紋大小拾九、 箔相 布着

堅地、 蝋色塗立之上、金箔置ニ仕、

立出来代、 塗師四郎兵衛等

五百六拾五匁

(以下割書) 御式台千鳥破風・唐破風

御小書院破風・懸魚三枚御紋共、 四寸金

箔弐百枚相渡、 四百枚指出、塗出来代、

塗師四郎兵衛等

文化七年五月二十一日 下 3 2 9

、四百五拾六匁七分三厘 御式台箱棟御紋等塗箔等代、 塗師吉蔵

渡、 同断

右令印章事

造営奉行の関屋氏が再度確かめたところ、 していたことがうかがえる。 あって取りやめになっている。どこに金の紋所を付けるかも藩主が決定 月には、台所の屋根瓦についても紋所を金にするようにと藩主の意志を、 破風に梅鉢紋が金色に輝きはじめていたわけだが、これに先立つ六年六 ている。かくして文化六年の暮れから七年五月にかけて、御殿の屋根や 四百枚は献上している。さらに翌七年五月には別の塗師、 る。このとき四郎兵衛は必要な金箔のうち二百枚を受け取って、残りの じようにしてやはり紋を施し、その手間賃を計九百匁ほど受け取ってい 蝋色塗りとしてそこに金箔置きの仕事と式台や小書院の破風や懸魚に同 台箱棟に御紋等の「塗箔等代」として四百五十匁ほど手間賃を受け取っ 師四郎兵衛等は、 式台に大小十九の前田家の梅鉢紋を布着堅地に それには及ばないとの答えが 吉蔵が、御式

六月二十六日 (上348)

先不及其儀旨被 御台所屋ね鬼瓦御紋、金ニ可被仰付哉之旨、関屋氏被相伺候処、 仰出候事

ついでに蒔絵師について文化六年十二月の記事をみておこう。

十二月四日 下 1 3 8

、御小書院櫛形蒔絵、下絵を以奉伺候処、亀二亀甲之内花菱之下 絵之通、本切金も遣ニ可申旨、 仰出事

十二月六日 下 1 4 1

、三百五拾目 御小書院橘形蒔絵、

太五郎

立てがなされている。 後下旬に入ると、支払い一覧と翌年に持ち越した継続工事の詳細な書き 事が終盤をむかえつつあった時期だが、四日、 小書院の櫛形と橘形の窓に蒔絵の本切金で亀甲花菱を施し、やがてこの 文化六年の師走といえば、藩主が采配を揮った御殿のいわば第一期工 六日に太五郎なるものが

がわかり、 文化七年の四月と六月に興味深い記事がある。 最後に、屏風と衝立が御殿の調度類としては必須のものであったこと そのうち屏風については制作費用や使用金箔枚数までわかる

四月晦日(下296)

紙面肝煎共へ相渡候事 代三百九拾目ニ付、 先達而入札申渡置候竹之御間附屏風、 右銀渡町会所渡之義相願候二付承届、 壱双·付三拾八匁、 印章指

五月七日(下308)

置候所、 、先達而申渡置候五双ノ御屏風張立・箔置、町方於手合入札申渡 一、九百八拾壱匁五分 且五双ニ付、 表具師金助、 直段図り箔入用員数、 下札二付、 五双出来直段 同人江申渡候様、 左之通ニ候事 肝煎伊助へ申

、一万七千弐百五拾枚 同断四寸箔員数

但、壱双:付百九十六匁三分 四寸箔三千四百五十枚:候事、

六月二十二日(下372)

、弐百八拾七匁五分 右同断、金具五双分、餝や小兵衛、八百九拾目 屛風五双張箔置等、箔(屋脱カ)伊

百六拾五匁

右同断縁、塗師次兵衛

文化七年の正月九日には先代藩主が亡くなり、その後喪中は造営も一時文化七年の正月九日には先代藩主が亡くなり、その後喪中は造営も一時で銀三百九十匁で入札され、これには各双に四寸箔三千四百五十枚が置に百六十五匁が支払われており、この合計が千二百四十二匁五分であった。結局、金箔押し屏風五双は、箔屋、飾り職人、塗師の手を経て、総た。結局、金箔押し屏風五双は、箔屋、飾り職人、塗師の手を経て、総た。結局、金箔押し屏風五双は、箔屋、飾り職人、塗師の手を経て、総計二万二千二百四十匁、一双当たり四百四十八匁で仕上がったことになか、その後喪中は造営も一時文化七年の正月九日には先代藩主が亡くなり、その後喪中は造営も一時

継承され、いまに至ることになる。くなってからであった。その後何度かの波をくぐり抜け、箔打ちの技は技も息を潜める時期が来るのは、この後文政四年を境として法度が厳し

この文化度の造営事業を金箔という側面から見ると、その一枚に至るまでも厳しくチェックを受け、全体計画の中で試算・調達・管理が行き場の職人たちからの献上もまじえて、文化七年七月には内外ともに黄金場の職人たちからの献上もまじえて、文化七年七月には内外ともに黄金らは覚え書きなどから面影を推測するか、または兼六園の一郭をしめるらは覚え書きなどから面影を推測するか、または兼六園の一郭をしめるらは覚え書きなどから面影を推測するか、または兼六園の一郭をしめる方は覚え書きなどから面影を推測するか、または東六園の一郭をしめる方は覚え書きなどから面影を推測するか、または東六園の一郭をしめる方は覚え書きなどから面影を推測するか、または東六園の一部を見ると、その一枚に至るたりは、

統一するなど一部分を私に改めたところがある。 なお、本論中に『日並記』から引用した部分については、当用漢字に

うことができるのだが、紙面の都合もあり今回は割愛した。また、途中で触れた才記家文書には、豊富な箔押作業の実態をうかが

おわりに

制もやや緩まりを見せていた時期であった。このとき根付いた箔打ちの御三家に次ぐ家格を誇る加賀に百万石文化の威風を示すものとして、細御三家に次ぐ家格を誇る加賀に百万石文化の威風を示すものとして、細部にまで藩主の斉広の意向を色濃く反映させてこの御殿を完成させたの部にまで藩主の斉広の意向を色濃く反映させてこの御殿を完成させたのいままで見てきた二ノ丸御殿が再建されたのは、文化文政というもっいままで見てきた二ノ丸御殿が再建されたのは、文化文政というもっ

13

註8に同じ。

- 金沢美術工芸大学美術工芸研究所編『金箔調査報告書』二〇〇二
- 北國新聞社出版局編『日本の金箔は9%が金沢産』時鐘社、二〇〇八
- 『石川県史』第三編(石川県教育委員会 一九二九)

4 3 2 1

- 版社、 十一号二〇〇八) に至るまで文化度金沢城造営に際しての金箔需要が近代に至る、 金沢金箔については、本格的研究といえる下出積與『加賀金沢の金箔』(北國出 金沢金箔の萌芽期にあたるという点では一致している。 『金沢箔の再興と「箔業祖記功碑」について』(『石川郷土史学会々誌』 第四 一九七二)、『稿本 金沢市史』(名著出版、 一九七三)以来、最新の長山
- 頁を示しておいた。 研究調査室 二〇〇四・五)なお、本文中の引用文下の()内には、該当巻・ 『御造営方日並記』二巻(『金沢城史料叢書2』石川県教育委員会文化財課金沢城

5

- 6 号、二〇〇八) 川口悟「文化期二ノ丸御殿再建にみる造営奉行と領民」(『金沢城調査研究』第六
- 前掲註4所引の『日並記』下巻に所収。留書と金箔の関係については、すでに荒 史料研究』3 1988)において指摘されている。 木澄子「金沢城二ノ丸御殿再建時における町肝煎の役割に関する一史料」(『加能

7

る 打ち立てについて公認されたことを金沢箔が産業化する契機としてとらえてい 前掲註4の先行研究が一致して、元治元年二月に幕府から越野佐助が藩御用箔の

8

- 金沢城調査研究所『蘇る金沢城』北國新聞社出版部、二〇〇六
- 拙論「近世後期の城郭建築にみる儀礼と障壁画―文化度造営金沢城二ノ丸御殿の 襖絵・杉戸絵と年頭儀礼をめぐって」(『金沢城調査研究紀要』 第六号、二〇〇八)

10 9

- 註8に同じ。
- 12 11 註8に同じ。

- (二〇〇八年一〇月三一日受理

(おおた・しょうこ 芸術学/日本・東洋美術史)

— 139 — (16)